

◎新潟県公安委員会告示第54号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和6年5月14日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
齋藤 謙三	新潟東警察署生活安全課	新潟東警察署の管轄区域	令和6年5月1日から 令和8年3月31日まで